別表茨城県の項甲種港湾の欄中「日立港　常陸那珂港　大洗港」を「茨城港」に改める。
別表石川県の項乙種港湾の欄中「半ノ浦港」を削る。
別表静岡県の項甲種港湾の欄中「田子の浦港」を「沼津港　田子の浦港」に改め、同項乙種港湾の欄中「沼津港」を削る。
別表愛知県の項乙種港湾の欄中「内海港」を「内海港　冨具崎港」に改める。
別表三重県の項甲種港湾の欄中「鳥羽港」を削り、同項乙種港湾の欄中「宇治山田港」を「宇治山田港　鳥羽港」に改め、「五ヶ所港」を削る。
別表大阪府の項甲種港湾の欄中「深日港　泉佐野港」を「泉州港」に改め、同項乙種港湾の欄中「尾崎港　泉州港」を「深日港　尾崎港　泉佐野港」に改める。
別表兵庫県の項甲種港湾の欄中「津名港」を削り、同項乙種港湾の欄中「浦港」を「淡路交流の翼港　浦港　津名港」に、「都志港」を「都志港　江井港」に改め、「網手港」を削る。
別表和歌山県の項甲種港湾の欄中「文里港」を削り、同項乙種港湾の欄中「日置港」を「日置港　文里港」に改め、「大川港」を削る。
別表島根県の項乙種港湾の欄中「海崎港　戈港」、「諸喰港」、「惣津港」、「千酌港　笠浦港」、「網屋港」、「飯美港　卯敷港　汐浜港　長尾田港」、「代港」、「遅江港」及び「入江港」を削る。
別表岡山県の項乙種港湾の欄中「間口港」、「鹿忍港」、「下津井港」及び「丸岩港」を削る。
別表広島県の項乙種港湾の欄中「小用港（江田島）」を「小用港（江田島市）」に改め、「鹿田港」を削り、「鷲部矢の浦港　津久茂港」を「鷲部矢之浦港」に改める。
別表山口県の項甲種港湾の欄中「山口港」を削り、同項乙種港湾の欄中「厚狭港」及び「秋穂港」を削る。
別表徳島県の項甲種港湾の欄中「撫養港　今切港　徳島小松島港」を「徳島小松島港　富岡港」に改め、同項乙種港湾の欄中「粟津港」を「撫養港　粟津港　今切港」に改め、「富岡港」を削る。
別表香川県の項甲種港湾の欄中「詫間港」を「詫間港　多度津港」に改め、同項乙種港湾の欄中「室本港」、「多度津港」、「猪塚港」、「安戸港　引田港　江島港」、「吉野崎港」及び「小瀬港」を削る。
別表愛媛県の項甲種港湾の欄中「八幡浜港」及び「松前港」を削り、同項乙種港湾の欄中「三瓶港」を「三瓶港　八幡浜港」に、「伊予港」を「伊予港　松前港」に改め、「西部港」、「古江港」、「田ノ浦港」、「井ノ口港　甘崎港」、「大見港」及び「白潟港」を削る。
別表長崎県の項甲種港湾の欄中「長崎港」を「島原港　長崎港」に改め、「青方港」及び「池島港」を削り、同項乙種港湾の欄中「島原港」を「堂崎港」に改め、「古里港」、「大瀬戸柳港」及び「宮浦港」を削り、「時津港」を「時津港　長与港　久山港」に、「比田勝港」を「比田勝港　峰港」に、「福島港」を「福島港　青方港」に、「崎戸港」を「崎戸港　池島港」に改める。
別表熊本県の項乙種港湾の欄中「日奈久港」、「柳港　小泊港　江後港　江樋戸港　上津深江港」、「大宮地港」、「天付港　中田港　上平港」、「魚貫港　亀浦港　一町田港　富津港」、「下田港」、「知十港」及び「阿村港　永目港」を削り、「二間戸港　大道港　棚底港　栖本港　金焼港　下津浦港　上津浦港　赤崎港　樋島港　与一ヶ浦港　**椛**ノ木港　唐木崎港」を「天草港　上天草港」に改める。
別表大分県の項乙種港湾の欄中「堅来港　伊美港　熊毛港　富来港」、「武蔵港」及び「下ノ江港」を削る。
別表宮崎県の項甲種港湾の欄中「延岡新港」を削り、同項乙種港湾の欄中「延岡港」を「延岡港　延岡新港」に改める。
別表鹿児島県の項甲種港湾の欄中「川内港」を「川内港　米之津港」に改め、同項乙種港湾の欄中「古里港　湯之持木港　野尻港　桜島港」を「桜島港（鹿児島県管理）」に改め、「瀬崎港」及び「小瀧港　八郷港　米ノ津港」を削り、「諸浦港　本浦港　白瀬港　伊唐港　宮之浦港　脇崎港　加世堂港　瀬戸港」を「宮之浦港（屋久島町）」に改め、「桑之浦港」、「江石港」、「伊関港」、「浅川港　立山港」、「増田港」及び「大崎港　大久保港」を削り、「宮ノ浦港」を「宮之浦港（長島町）」に改め、「栗生港　上屋久永田港」及び「元浦港」を削り、「思勝港」を「大和港」に改める。
別表沖縄県の項乙種港湾の欄中「渡久地港　前泊港（伊平屋）」を「前泊港　野甫港　内花港」に、「古宇利港　水納港（本部）」を「水納港（本部町）」に、「普天間港」を「多良間港」に、「祖納港（与那国）」を「祖納港」に、「黒島港」を「黒島港　上地港　鳩間港　船浮港」に改める。
別表合計の項甲種港湾の欄中「百七十二港」を「百六十港」に改め、同項乙種港湾の欄中「六百四十二港」を「五百五十七港」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第五十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十一年十一月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十二年一月三十一日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第六十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十一年十一月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十二年一月三十一日限り、その効力を失う。

○農林水産省告示第千五百二十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十月三十日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第18497号
2　品種登録の年月日　平成21年10月30日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Antirrhinum L.
4　登録品種の名称　サンキスピン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　サントリーフラワーズ株式会社　東京都千代田区平河町二丁目13番12号
7　出願公表の年月日　平成18年11月17日